●倉庫業法施行規則等運用方針 新旧

- [3] 営業の登録の申請(則第2条)
- 2-1 申請書(則第2条第1項) 次の様式により作成すること。

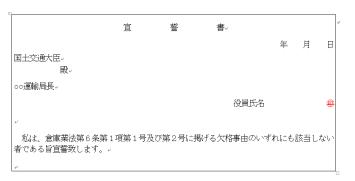
倉庫業登録申請書 年 月 日 国土交通大臣 殿。 住所 氏名 法人にあっては、名称 及びその代表者の氏名 下記のとおり倉庫業を営みたいので、倉庫業法施行規則第2条第1項の規定により、関係↓ 書類を添えて倉庫業法第3条の登録を申請します。↓ 営業所の名称、所在地及び連絡先 資本金又は出資の総額。 倉庫の所在地、種類及び保管する物品の種類 (添付書類中の倉庫明細書による) ↓ 倉庫の施設及び設備(添付書類中の倉庫明細書による。)。 営業開始予定日↩

2-9 既存の法人が申請する場合の添付書類(則第2条第2項第2号)

イ (略)

ロ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書(則第2条第2項 第2号ロ)

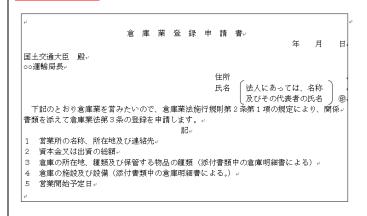
「役員」の範囲は、登記簿に記載されている者とする。宣誓書には、申請者において、役員が法第6条第1号及び第2号に規定する欠格事由のいずれにも該当しない旨を宣誓する旨、以下の記載例の通りそれぞれの役員ごとに記載すること。



- [6] 変更登録(則第4条)
- 8 基準適合確認 (則第4条の3)
- 2-1 申請書(則第4条の3第2項) 次の様式により作成すること。

- [3] 営業の登録の申請(則第2条)
- 2-1 申請書 (則第2条第1項)

次の様式により作成すること。<u>なお、氏名を記載し、押印する</u>ことに代えて、署名(必ず本人が自署すること。以下同じ。)することができる。

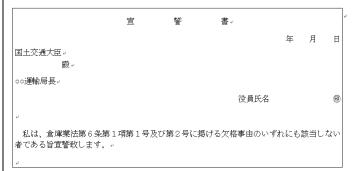


2-9 既存の法人が申請する場合の添付書類(則第2条第2項第2号)

イ (略)

ロ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書(則第2条第2項 第2号ロ)「役員」の範囲は、登記簿に記載されている者 とする。宣誓書には、申請者において、役員が法第6条第 1号及び第2号に規定する欠格事由のいずれにも該当し ない旨を宣誓する旨、以下の記載例の通りそれぞれの役員 ごとに記載すること。

なお、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

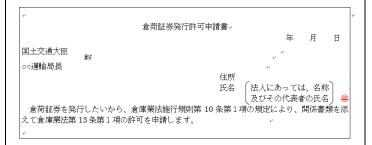


- [6] 変更登録(則第4条)
- 8 基準適合確認 (則第4条の3)
- 2-1 申請書(則第4条の3第2項)

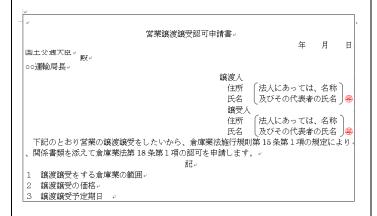
次の様式により作成すること。なお、氏名を記載し、押印する ことに代えて、署名(必ず本人が自署すること。以下同じ。)する ことができる。

- [12] 倉荷証券の発行の許可の申請(則第10条)
- 2-1 申請書

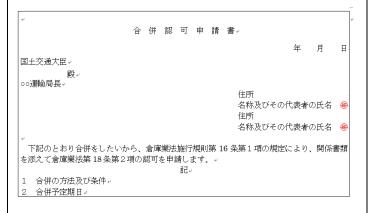
次の様式により作成させること。



- [16] 発券倉庫業者の営業の譲渡及び譲受の認可の申請 (則第 15 条)
- 3-1 申請書(則第15条第1項) 次の様式により作成させること。



[17] 発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請(則第16条) 3-1 合併認可申請書又は分割認可申請書(則第16条第1項) 次の様式により作成させること。



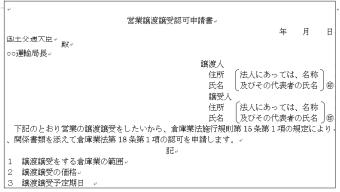
- [12] 倉荷証券の発行の許可の申請(則第10条)
- 2-1 申請書

次の様式により作成させること。<u>なお、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができ</u>る。



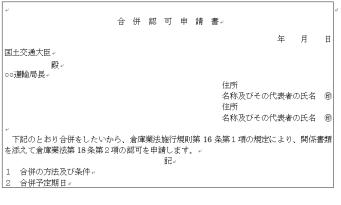
〔16〕 発券倉庫業者の営業の譲渡及び譲受の認可の申請 (則第 15 条)

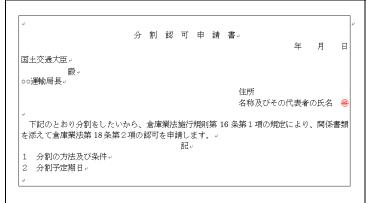
3-1 申請書 (則第 15 条第 1 項) 次の様式により作成させること。 <u>なお、氏名を記載</u> し、押印することに代えて、署名することができ る。



[17] 発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請(則第16条)

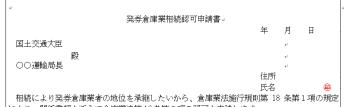
3-1 合併認可申請書又は分割認可申請書(則第 16 条第 1 項) 次の様式により作成させること。<u>なお、氏名を記載</u> し、押印することに代えて、署名することができ る。





[19] 相続による発券倉庫業者の地位の承継の認可の申請(則第 18条)

次の様式により作成させること。



により、関係書類を添えて倉庫業法第19条第2項の認可を申請します。。

e)	Λ	eteri	⊅3 11	<u></u>	-f-		400			4
	分	割	認	可	申	ĒĦ	書。	年	月	日
国土交通大臣↓										
殿→□○運輸局長→□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□										
001 21 481160 22 +							住所			
							名称及びその	D代表者	の氏名	(A)
↑ 下記のとおり分割をしたいか	Ġ,	倉庫	業法	施行	規則	第 1	.6 条第1項の規定	包により.	、関係:	書類
を添えて倉庫業法第 18条第2項の認可を申請します。 - 記・										
1 分割の方法及び条件↓				ēG∻						
2 分割予定期日。										
e .										

[19] 相続による発券倉庫業者の地位の承継の認可の申請(則第 18条)

次の様式により作成させること。 なお、氏名を記載 し、押印することに代えて、署名することができ る。

e e				
発券倉庫業相続認可申請書↓				
	年	月	目	
国土交通大臣		e)		
殿		e)		
○○運輸局長		47		
	住所			-
	氏名		(FI)	
相続により発券倉庫業者の地位を承継したいから、倉庫業法施行規貝	第 18	条第1	項の規定	Ė
により、関係書類を添えて倉庫業法第19条第2項の認可を申請します。	. 41			